

第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託 プロポーザル審査(評価)要領

1. 選定方法

- (1) 参加表明については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。
- (2) 企画（技術）提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。
- (3) 配点及び評価基準は下記のとおりとする。

2. 業務実施上の留意事項（次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の従業員数が著しく少ない場合。
- (3) 企業の同種業務実績がない場合。
- (4) 業務責任者が同種業務の実績がない場合。
- (5) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (6) 業務責任者が1名でない場合。
- (7) 各担当者が2名以下でない場合。
- (8) 配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていない場合。
- (9) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (10) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (11) 協力会社が稻敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (12) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の評価基準

評価基準		配点	
技術資料	企業の概要、業務実績等	売上高、従業員数、同種業務の実績等	20

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず失格とする。
ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

4. 企画(技術)提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

評価基準		配点
企画 提案 内容	業務の企画（業務実施方針、工程表）	10
	第3次稲敷市総合計画において稲敷市の将来像として掲げている「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまちづくり」に係るKPI設定の提案	20
	総合計画、総合戦略、行政改革大綱をわかりやすく一体的に策定するための提案	20
小計		50

企画提案書の評価

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。

採点は評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第3位を四捨五入した値）を算出し、50点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

5. ヒアリングの評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

評価基準		配点
ヒアリング	専門技術	当該業務の実施方針等や手法について明確に説明でき、業務経験や知識が豊富であるか。
	取組意欲	当該業務全般を通して取組意欲が感じられ、効果的な提案や積極的な補足説明を示しているか。
	プレゼンテーション能力	わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。
小計		20

6. 見積価格について

評価項目	評価の着目点	留意事項
見積価格	業務コストの妥当性 及び価格評価	参加者中最も低い価格をつけたものに10点、以下見積価格に応じて点数を比例配分とする。（小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め） 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定。

7. 企画(技術)提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画(技術)提案書について、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、企画（技術）提案書の評価の得点がより高い者を特定者とする。

なお、企画（技術）提案書を出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。